# 基本計画

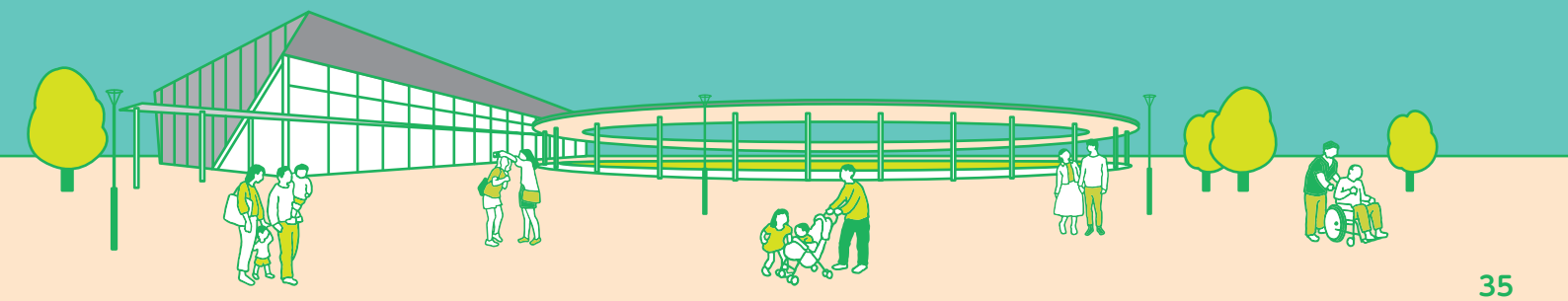

# 基本計画

## 1 大野町第七次総合計画・基本計画について

### (1)計画の期間

第七次総合計画基本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)を初年度として令和16年度(2034年度)を目標年次とする10年間としています。

ただし、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画期間の中間時点で必要に応じて見直しを行うものとします。

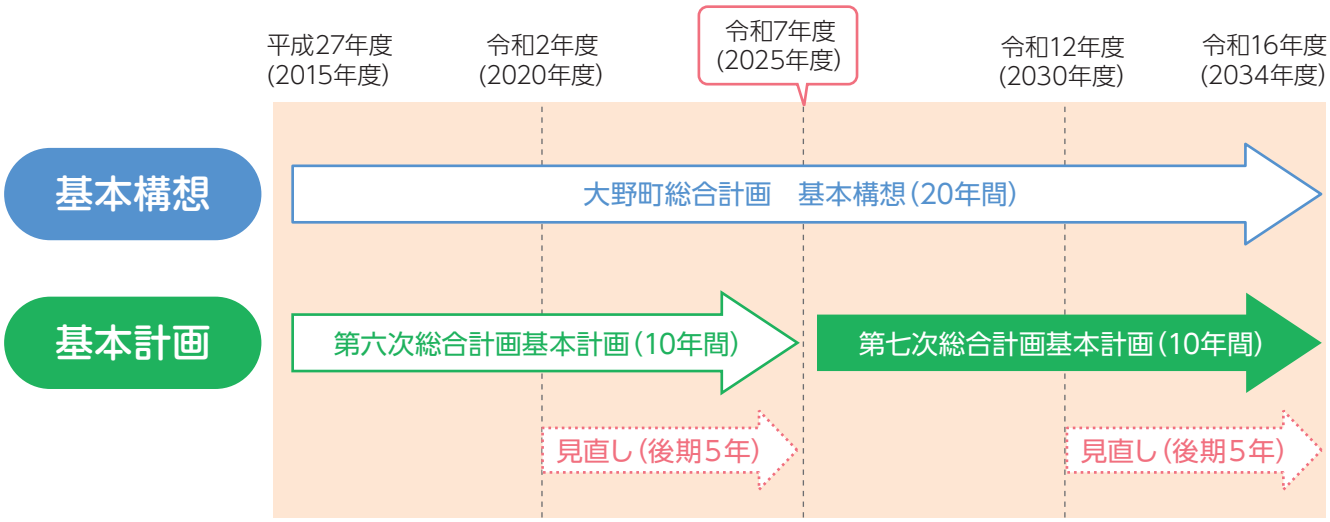


### (2)計画フレーム

基本計画の目標年次である令和16年度(2034年度)における、本町の人口・世帯数は、基本構想で定めた人口指標をもとに次の値とします。

| 〈基準年(令和6年)〉 | 〈目標年度(令和16年)〉 |
|---|---|
| ■総人口　21,797人 | ■総人口　20,478 人　(1,319人減) |
| ■世帯数　8,225世帯 | ■世帯数　8,840世帯　(615世帯増) |

世帯数は、伸び率は緩やかになるものの依然として増加を続けますが、人口は減少傾向が続くものと見込まれます。

# 2 リーディングプロジェクト

## (1) リーディングプロジェクトの位置づけ

本町では、東海環状自動車道西回りルート及び大野神戸ICの開通というインパクトを町の活力につなげるため、平成24年度(2012年度)に「大野町グランドデザイン」を策定し、地域活性化に向けた重点テーマとして「観光」「企業誘致」「環境」(3つのK)を掲げ、事業を進めてきました。その後の変化した本町の課題や社会情勢に対応するため、令和5年度(2023年度)には、新たに「健康・福祉」「子育て・教育」の2つのKを追加した「大野町グランドデザイン改訂版」を策定しました。本町では、この5つのKを重点テーマとして、水と緑に囲まれた自然豊かでコンパクトな町という特性を活かして、「住んで良かった」「大野町に住んでみたい」と言ってもらえるようなまちづくりを進めています。

こうした地域活性化に向けた取り組みは、総合計画に掲げる将来像「快適で　笑顔あふれるやすらぎのまち　おおの」の実現に向けても重要なものであり、町民の持てる力を最大限引き出しながら町民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことが重要になるのに加えて、行政施策としても、通常の事務事業や施策の垣根を越えた横断的なプロジェクトを組織し、一つのまとまりある事業として推進していくことが効果的です。

このような趣旨に基づき、「望ましい将来像の実現を先導する横断的な事務事業のまとまり」をリーディングプロジェクトとして位置づけ、推進を図っていくこととします。

## (2) リーディングプロジェクトの構成

リーディングプロジェクトは、地域活性化の方向を示した大野町グランドデザイン改訂版に掲げる以下に示す10のプロジェクトで構成します。

- プロジェクト1 『人と人をつなぐ福祉のチカラプロジェクト』
- プロジェクト2 『みんなで創る学校づくりプロジェクト』
- プロジェクト3 『「おおの魅力創出」交流人口拡大プロジェクト』
- プロジェクト4 『みんなの遊び場プロジェクト』
- プロジェクト5 『交通ネットワークを活かした企業誘致プロジェクト』
- プロジェクト6 『産・官・学 連携プロジェクト』
- プロジェクト7 『次代につなぐゼロカーボンシティ 推進プロジェクト』
- プロジェクト8 『スポーツを通じた体づくりプロジェクト』
- プロジェクト9 『未来につなぐ文化財プロジェクト』
- プロジェクト10 『安全・安心をつなぐまちづくりプロジェクト』

## (3) リーディングプロジェクトの推進方法

リーディングプロジェクトを推進するために、国・県による各種補助金・交付金など、利用できる制度や特定財源を積極的に活用していくこととします。

また、リーディングプロジェクトに掲げられた重点事業は複数の部課にまたがる事務事業から構成されているものが多いため、必要に応じて庁内推進本部やプロジェクトチームを組織したりするなど、庁内における推進体制の整備にも留意していきます。

## (4)「分野別まちづくり計画」と「リーディングプロジェクト」、「計画推進・次代を担う人づくり」との関係性

◎「分野別まちづくり計画」は、将来像「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」の実現に向けて、まちづくり分野に対応した4つの基本目標に沿って、各分野・各部門で進めるまちづくりの計画を定めるものです。

◎「リーディングプロジェクト」は、大野町の重点課題に対して、各分野の横断的な取り組みによって課題解決を図り、各分野のまちづくりを先導していくものです。

◎「計画推進・次代を担う人づくり」は、「分野別まちづくり計画」や「リーディングプロジェクト」を着実に推進していくための推進体制やまちづくりの仕組みなどを整理しています。

## ○分野別まちづくり計画の体系

| 将来像 | 基本目標 | 節 | 基本施策 |
|---|---|---|---|
| 快適で　笑顔あふれるやすらぎのまち　おおの | **（1）安全・安心分野**<br>「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心なまち | 災害に強く安全なまち<br>**①安全確保** | 1 防災・消防・救急<br>2 防犯・交通安全<br>3 消費生活 |
| | | いきいきと健やかに暮らせるまち<br>**②健康づくりと保健医療** | 1 健康増進<br>2 保健・医療 |
| | | 支えあい安心して暮らせるまち<br>**③社会福祉** | 1 地域福祉<br>2 高齢者福祉<br>3 障がい者福祉<br>4 子育て支援<br>5 社会保険制度 |
| | **（2）産業・交流分野**<br>郷土の恵みを活かした「にぎわい」と「憩い」を感じられるまち | 産業が元気で活力あるまち<br>**①産業振興** | 1 農業<br>2 商・工業 |
| | | 多様な交流が活発なまち<br>**②観光・交流** | 1 観光・交流 |
| | **（3）生活・環境分野**<br>快適な暮らしを支える自然と共生した持続可能なまち | 生活基盤が整い快適に住み続けられるまち<br>**①都市基盤** | 1 市街地整備<br>2 河川・水路<br>3 公園・緑地<br>4 住宅<br>5 生活排水<br>6 水の供給 |
| | | 生活や産業を支える交通が整ったまち<br>**②交通ネットワーク** | 1 道路<br>2 交通(公共交通) |
| | | 環境と共生した持続可能なまち<br>**③生活環境** | 1 ごみ処理<br>2 環境保全 |
| | **（4）教育・文化分野**<br>「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち | 次代を担うこどもたちをみんなで育むまち<br>**①学校教育** | 1 学校教育 |
| | | みんなで学びあい誰もが活躍できるまち<br>**②生涯学習・生涯体育** | 1 生涯学習<br>2 生涯体育 |
| | | 歴史や文化を大切に守り継承するまち<br>**③地域文化** | 1 地域文化 |

計画推進　・　次代を担う人づくり

## (5)「リーディングプロジェクト」とSDGsとの関係性

### ①SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

### ②SDGsに関する国の動き

平成27年(2015年)にSDGsが採択された後、その実施に向け政府はまず国内の基盤整備に取り組みました。平成28年(2016年)5月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えました。さらに、この本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

また、令和3年(2021年)6月の第10回推進本部会合では、平成29年(2017年)以来、2回目となる自発的国家レビュー(VNR: Voluntary National Review)を決定しました。

### ③自治体に期待されるSDGsの取り組み

国は、ＳＤＧｓの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。しかし、ＳＤＧｓの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情にあわせて落とし込む作業が必要です。

そこで、本町では、以下の17の目標と第七次総合計画基本計画のリーディングプロジェクトとの結びつきを整理することで、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握により、地域課題の解決を一層促進します。

【17の目標】

**貧困をなくそう**

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

適切な社会保障制度及び対策を実施し、貧困で生活に苦しむ人々の支援や子育て支援を行う

**飢餓をゼロに**

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

農業や畜産などの食料生産の支援を実施し、安全な食料確保を推進する

**すべての人に健康と福祉を**

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

全ての町民に対して、質の高い基礎的な保健サービスを受けられる環境を整備し、町民の健康維持に貢献する

**質の高い教育をみんなに**

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

学校教育（特に初等・中等教育）や社会教育の両面で、全ての町民が適切かつ効果的な学習機会を得られるようにする

**ジェンダー平等を実現しよう**

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う

女性やこども等の社会的弱者の人権を守り、男女共同参画社会を実現する

**安全な水とトイレを世界に**

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

全ての町民が普遍的かつ平等に安全で清潔な水を確保出来る環境を維持する

**エネルギーをみんなに、そしてクリーンに**

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

町民や町内企業における再生可能エネルギーの導入を推進する

## 働きがいも経済成長も

**包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する**

様々な分野の持続可能な経済成長を支え、創業支援や企業誘致等を通して雇用を創出する

## 産業と技術革新の基盤をつくろう

**強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る**

地域のインフラ整備を行い、地元企業の支援、新たな産業の創出に貢献する

## 人や国の不平等をなくそう

**国内及び各国間の不平等を是正する**

差別や偏見の解消や社会保障制度等の実施により、不平等を是正する

## 住み続けられるまちづくりを

**包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する**

町民のニーズを反映させた利用しやすい公共交通ネットワークを整備するとともに、災害に対して強靱で持続可能なまちを実現する。

## つくる責任、つかう責任

**持続可能な消費生産形態を確保する**

省エネや3Rの徹底など、町民の環境への意識を高め、環境への負荷削減を目指す

## 気候変動に具体的な対策を

**気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる**

気候変動問題の解決に向けた取り組みと自然災害に備えた強靱なまちを目指す

## 海の豊かさを守ろう

**持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**

家庭や企業からの排水を適切に処理し、河川・海洋の汚染対策に貢献する

## 陸の豊かさも守ろう

**陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する**

町民や町内企業の環境保全に対する理解を深め、自然生態系の保護に貢献する

## 平和と公正をすべての人に

**持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する**

児童虐待等の暴力を撲滅し、平和で公正な社会を実現する

## パートナーシップで目標を達成しよう

**持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する**

町民や企業、団体等とのパートナーシップを構築し、まちづくりを推進する

リーディングプロジェクト 1

# 人と人をつなぐ福祉のチカラプロジェクト

あらゆる世代における社会的孤立・孤独への対策が重要視されています。そのため、地域ぐるみでのボランティア育成や福祉人材育成、行政と連携した取り組みにより住民の理解を深め地域と行政で支えあう社会の形成を目指します。

| 重点事業Ⅰ　高齢者・障がい者生活支援事業 | |
|---|---|
| 〈事業細目〉 | SDGs |
| 福祉施策・福祉サービス基盤の充実 | 1・3・10 |
| 重層的・包括的な相談支援体制の構築 | 1・3・10 |
| 地域福祉ネットワークの強化 | 1・3・10 |
| 生活支援体制整備協議体の活動推進 | 1・3・10 |
| 介護予防の充実 | 1・3・10 |
| 高齢者等買物支援助成事業 | 1・3・10 |
| 大人のための学び舎づくり（well-beingな社会づくり） | 1・3・10 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣 | 1・3・10 |
| **重点事業Ⅱ　ボランティア活動の推進・支援** | |
| 社会福祉協議会によるボランティア活動支援 | 3 |
| ボランティアの育成と資質向上 | 3 |
| 青少年の自主・自発的なボランティア参加を促進 | 3 |
| **重点事業Ⅲ　地域福祉人材育成** | |
| 地域福祉活動を担う人材の確保・育成 | 10 |
| ふれあいセンター（コミュニティセンター）における地域福祉活動の推進 | 10 |
| 地域包括支援センターの周知と地域連携の強化 | 10 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 10 |

【関連する基本施策及び主要事業】

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 健康増進 | こころの健康づくりの推進 | 3 |
| | 各種検診等の充実や受診環境の整備 | 3 |
| | 介護予防の充実 | 1・10 |
| 保健・医療 | 地域医療拠点病院運営、専門医師の確保に向けた支援 | 3 |
| 地域福祉 | 地域での交流の促進 | 11 |
| | 成年後見制度等権利擁護の推進 | 10 |
| | 安全・安心のまちづくりの推進 | 11 |
| | 地域や学校における福祉教育の充実 | 1 |
| 高齢者福祉 | 介護予防の充実 | 1・10 |
| | 相談窓口の運営、高齢者サービス情報の発信 | 1・10 |
| | 地域ケア会議等の開催 | 1・10 |
| | 関係機関との連携 | 1・10 |
| 障がい者福祉 | 基幹相談支援センターの充実 | 1・10 |
| | 障がい福祉サービスの利用促進と拡充 | 1・10 |
| | 成年後見制度等権利擁護の推進 | 1・10 |
| | 指導内容の充実 | 1・10 |
| | 専門指導員の強化 | 1・10 |
| 子育て支援 | 婚活支援の推進 | 1・2・4 |
| | 出産支援の推進 | 1・2・4 |

リーディングプロジェクト 2

# みんなで創る学校づくりプロジェクト

少子高齢化、人口減少は町の大きな問題です。そのため、子育て世代へのサポートを充実させることで、本町への定住を促します。また、将来を展望した学校の適正規模・適正配置を推進することで、教育環境の充実を目指します。

| 重点事業Ⅰ　新しい教育環境の創造 | |
|---|---|
| 〈事業細目〉 | SDGs |
| 小中学校の適正規模適正配置の推進 | 4 |
| 学校施設・設備の有効活用 | 4 |
| ＩＣＴを利活用できる力の育成 | 4 |
| 各小中学校への町費非常勤講師配置の充実 | 4 |
| 各学校施設の老朽化対策 | 4 |
| 部活動の地域移行 | 4・11 |
| 地産地消等、地域と連携した学校給食の提供 | 4 |
| **重点事業Ⅱ　学生への交通費支援の充実** | |
| 学生の交通費支援の拡充（高校生・大学生） | 4 |
| 近隣市町との連携による公共交通の利便性向上 | 4 |
| **重点事業Ⅲ　子育てしやすい環境づくり** | |
| 相談支援等を行うこども家庭センターの充実 | 4 |
| 地域資源の活用による児童生徒の居場所づくりと青少年の健全育成 | 4 |
| 就学準備等の支援 | 4 |
| 学校給食費の保護者負担軽減 | 4 |
| 育児・教育環境の整備と支援の拡充 | 4 |

**【関連する基本施策及び主要事業】**

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 学校教育 | いじめや不登校、問題行動への行政・学校が一体となった対応と教育相談体制の充実 | 4 |
| | 心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力や豊かな心の育成 | 4 |
| | ユニバーサルデザインを取り入れた教育環境の整備 | 4 |
| | 学校環境衛生基準に沿った適切な教育環境の整備 | 4 |
| | 小中学校の適正規模適正配置の推進 | 4・11 |

リーディングプロジェクト 3

# 「おおの魅力創出」交流人口拡大プロジェクト

大野神戸IC周辺まちづくり整備事業を中心とした町の活性化が進む中、高齢化による農業担い手不足、遊休農地の増加が問題となっています。このため、アグリパークやものづくり体験、農業体験などの体験型観光を推進することで、観光客誘致や二地域居住といった交流人口を拡大させる取り組みに加え、食材や景観等の地元資源を磨き上げ、新たな魅力を創出する事業モデルの構築など、人口減少の影響を緩和し、地域の活力を取り戻す取り組みをしていきます。

| 〈事業細目〉 | SDGs |
|---|---|
| **重点事業Ⅰ　産業振興施設整備の検討** | |
| パレットピアおおの北側を含むIC周辺での誘客施設の整備 | 8・11・17 |
| 遊休農地の活用（観光農園、シェア畑、花畑） | 8・11・17 |
| 体験型観光（ジビエ体験、農業体験、ものづくり体験）の推進 | 8・11・17 |
| お手伝い旅の検討 | 8・11・17 |
| **重点事業Ⅱ　農業振興と地産地消** | |
| 担い手・認定農業者の確保・育成 | 8・11・17 |
| 農地の集積・集約化 | 8・11・17 |
| 地産地消や地元資源を活用した事業モデルの構築 | 8・11・17 |
| 食と農を楽しむイベント・教室等の実施 | 8・11・17 |
| **重点事業Ⅲ　宿泊施設の誘致や温泉施設の検討** | |
| 宿泊施設の誘致や温泉施設の検討 | 8・11・17 |

**【関連する基本施策及び主要事業】**

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 観光・交流 | 名鉄廃線敷の活用 | 8 |
| | 広域的観光ルート（西美濃夢源回廊等）の開拓 | 8 |
| | 観光情報発信の充実 | 8 |
| | 道の駅「パレットピアおおの」を中心とした観光拠点整備 | 8 |
| | 「大野の太鼓判」特産品認定事業（個店の魅力化促進） | 8 |
| | フラワー都市交流連絡協議会等の交流自治体との連携強化 | 8 |
| 市街地整備 | 名鉄廃線敷を活かしたまちづくりの推進 | 11・13 |
| | 大野神戸ＩＣ周辺まちづくり整備事業の更なる推進 | 3・8・9 |
| | みんなの遊び場の充実 | 11 |
| 農業 | 農地の集積・集約化 | 2 |
| | 農業を活かした「新たな魅力の創出」を図る産業振興施設整備の検討 | 2 |
| | 担い手・認定農業者の確保・育成 | 2 |
| | ６次産業化に向けた支援 | 2 |
| | 農業基盤整備の推進 | 2 |
| | GAPやHACCP等の認証取得に向けた支援 | 2 |
| | 道の駅「パレットピアおおの」における農産物直売施設への支援 | 2・3 |

リーディングプロジェクト 4

# みんなの遊び場プロジェクト

現在町管理の公園は29施設あり、収入がなく管理費用の負担が大きいという問題を抱えています。そのため、小規模公園を集約し、主要公園を都市公園に指定することで管理費用を削減し世代を問わず集える魅力的な公園を目指します。また、こどもが自主性や冒険心を育み、生き生きと成長できる遊び場や居場所を確保するため、大型遊具や既存施設の充実を図ります。

| 〈事業細目〉 | SDGs |
|---|---|
| **重点事業Ⅰ　魅力ある公園づくり** | |
| 花田川・三水川遊歩道整備 | 3 |
| 黒野駅レールパークの活用 | 3 |
| コミュニティガーデンの整備 | 3・11 |
| 公園リニューアルの推進 | 11 |
| **重点事業Ⅱ　運動公園都市公園化事業** | |
| アウトドア施設や憩いの場の設置（キャンプ場、ＢＢＱ施設、ベンチや森林の整備等） | 3 |
| 都市公園（防災公園）整備 | 11 |
| 公園に大型遊具等の設置 | 3 |
| プレーパークの整備 | 3 |
| **重点事業Ⅲ　小規模公園の集約** | |
| 公園整備計画の策定 | 11 |
| 公園の適正な維持管理 | 11 |

**【関連する基本施策及び主要事業】**

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 子育て支援 | 「子育てはうす ぱすてる」の充実 | 1・5・10・16 |
| | みんなの遊び場の充実 | 3・11 |
| 公園・緑地 | 公園リニューアル計画を反映した整備の検討・実施 | 3・11 |

リーディングプロジェクト 5

# 交通ネットワークを活かした企業誘致プロジェクト

本町では、大野神戸ICを中心とした道路網の整備が進みつつありますが、公共交通のアクセス性、朝夕の道路混雑による交通渋滞等が課題となっています。そのため、公共交通やアクセス道路の充実を図り、通勤通学経路を確保することで、企業誘致や移住定住の促進が期待できます。また、空き家・空き地の利活用を促進した土地の有効活用が期待できます。

| 重点事業Ⅰ　公共交通の拡充 | |
|---|---|
| 〈事業細目〉 | SDGs |
| 道の駅から主要駅への直行バス運行（穂積、岐阜、大垣） | 3・8・11 |
| 高速バスの維持・利用促進（名古屋） | 3・8・11 |
| あいのりくんの利便性向上 | 3・8・11 |
| 出前講座の実施による公共交通の利用促進 | 3・8・11 |
| **重点事業Ⅱ　企業誘致推進事業** | |
| 工場等設置等奨励、雇用促進奨励金の交付 | 8・9・11 |
| 主要幹線沿いにおける物流拠点の誘致 | 8・9・11 |
| 先端設備等の導入の促進、先端設備等導入計画の認定 | 8・9・11 |
| **重点事業Ⅲ　アクセス道路網整備** | |
| アクセス道路網整備 | 8・9・11 |
| 公共交通拠点までの歩道整備 | 8・9・11 |
| **重点事業Ⅳ　移住定住促進** | |
| 空き家・空き地の利活用 | 8・10・11 |
| 地方生活の魅力発信 | 8・10・11 |
| 移住定住施策の推進 | 8・10・11 |
| 通勤定期補助事業 | 10・11 |
| Uターン就職者への支援事業 | 8・10・11 |
| 学生奨学金返還支援事業 | 8・10・11 |

【関連する基本施策及び主要事業】

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 商・工業 | 関係機関と連携した企業誘致活動の展開 | 8・9 |
| | 大野町企業立地促進条例に基づく工場等設置等奨励金、雇用促進奨励金交付 | 8・9 |
| 市街地整備 | 大野神戸ＩＣ周辺まちづくり整備事業の更なる推進 | 3・8・9 |
| 住宅 | 空き家活用の実施 | 8・11 |
| | 新築住宅の移住定住補助金制度等の推進 | 8・13 |
| 交通（公共交通） | 主要駅への直行便の検討、高速バスの路線維持・拡充検討 | 11 |
| | 路線バスの路線維持・拡充 | 11 |
| | 通学定期券等の購入費用に対する助成制度の推進 | 8・11 |
| | タクシー利用助成の実施 | 3・10 |

リーディングプロジェクト 6

# 産・官・学　連携プロジェクト

連携協定を締結している大学・高等専門学校、町内の小中学校や企業、民間団体、行政など多様な団体の連携により専門知識、柔軟な発想の活用が期待できます。そのため、産・官・学が連携した特産品開発やまちづくりへの参画を通じて、地域課題の解決を図ります。

| 重点事業Ⅰ　特産品開発 | |
|---|---|
| 〈事業細目〉 | SDGs |
| 消費者ニーズに応えるブランドの確立 | 8・12・17 |
| 学校と連携した道の駅特産品開発 | 8・12・17 |
| 販路開拓や担い手育成のための支援体制の強化 | 8・12・17 |
| **重点事業Ⅱ　イベントの共同参画** | |
| 外部団体が主体となったイベントの開催 | 8・17 |
| 最新機材を活用したイベント、観光コンテンツ | 8・12 |
| デジタルコンテンツを活用した情報発信 | 8・12 |
| 地域団体・ボランティアのまちづくり活動への参画 | 2・3 |
| **重点事業Ⅲ　インフラメンテナンスにおける技術的な協力体制の確立** | |
| 先進的な取組事例の共有による課題解決 | 9・12 |
| ノウハウ・知識・技術の継承による人材育成 | 9・12 |

【関連する基本施策及び主要事業】

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 観光・交流 | 「大野の太鼓判」特産品認定事業（個店の魅力化促進） | 8 |
| | 各種観光イベント事業の充実 | 8 |
| 市街地整備 | 大野神戸IC周辺まちづくり整備事業の更なる推進 | 3・8・9 |
| | 産・官・学で連携したインフラメンテナンス | 9・12 |
| 学校教育 | 食育の推進と学校給食の充実 | 12 |
| 農業 | 6次産業化に向けた支援 | 2 |
| | 道の駅「パレットピアおおの」における農産物直売施設への支援 | 2・3 |

リーディングプロジェクト 7

# 次代につなぐゼロカーボンシティ推進プロジェクト

本町は、令和3年（2021年）にゼロカーボンシティを宣言し、令和32年（2050年）までに$CO_2$実質排出量ゼロを目指しています。そのため、廃棄物等の適正処分、自然エネルギーを活用した発電設備の設置、EV自動車の普及、$CO_2$吸収源対策などを通じてゼロカーボンシティの実現を目指します。

| 重点事業Ⅰ　循環型社会の形成 | |
|---|---|
| 〈事業細目〉 | SDGs |
| 環境保全型農業の推進 | 13・15 |
| 自転車・徒歩通勤の推進 | 13 |
| 住宅の省エネ工事補助金（ZEHの推進） | 7 |
| エネルギーステーションの整備 | 7・13 |
| 環境教育・環境学習等の推進 | 6・7・13 |
| **重点事業Ⅱ　公用地を活用した自然エネルギー施設の整備** | |
| 名鉄廃線敷を活用した太陽光パネル設置事業の検討 | 7・13 |
| **重点事業Ⅲ　公共施設に発電設備・蓄電施設設置** | |
| 公共施設への発電設備・蓄電設備設置の検討 | 7・13 |

**【関連する基本施策及び主要事業】**

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 市街地整備 | 里山の環境保全と有効活用 | 13・15 |
| 生活排水 | 個人設置及び集合型の高度処理型合併浄化槽の普及、推進、補助金制度の継続 | 6・14 |
| | 浄化槽の管理強化、巡回指導、広報紙等による啓蒙活動 | 6・14 |
| | 河川保全に対する意識の啓発 | 6・14 |
| 水の供給 | 老朽化に伴う施設（電気・機械設備）の更新 | 6 |
| | 老朽化した配水管の布設替、耐震管への更新 | 6 |
| | 継続的な漏水調査の実施 | 6 |
| ごみ処理 | ごみ減量のための資源化指針作成 | 11・12 |
| | 分別ガイドライン作成 | 11・12 |
| 環境保全 | 住宅用太陽光発電システム等設置に対する補助金交付の継続 | 7・13 |
| | LED灯の設置推進 | 7・13 |
| | 事業所への公害対策の推進、指導 | 11・12・14・15 |
| | 環境創出協定の推進 | 11・12・14・15 |
| | 環境講座、出前講座の開催 | 11・12・14・15 |
| | 再生エネルギー普及促進及び関係設備設置補助の検討 | 7・13 |
| 農業 | 環境にやさしい栽培技術の推進 | 13・15 |

リーディングプロジェクト 8

# スポーツを通じた体づくりプロジェクト

総合病院が誘致され、町民の健康意識が高まっています。そのため、既存体育施設の老朽化や住民の多様なスポーツニーズに対応するスポーツができる環境の整備、名鉄廃線敷を活用した活動により町民の健康寿命延伸を図ります。

| 重点事業Ⅰ　スポーツができる環境の整備 | |
|---|---|
| 〈事業細目〉 | SDGs |
| リバーサイドパークを活用したスポーツの機会の創出 | 3 |
| 既存施設の有効活用・効率的な運営 | 3 |
| スポーツを通じた交流事業の実施 | 3 |
| 各種目の大会・イベント・スクールの誘致 | 3 |
| **重点事業Ⅱ　名鉄廃線敷・河川敷を活用したノルディックウォーキング・サイクルツーリズム** | |
| 名鉄廃線敷（レールロード）・河川敷を活用したサイクルツーリズム | 3 |
| 旧駅跡地の整備（休憩施設・トイレ・案内板の設置） | 3・6 |
| ノルディックウォーキングの普及 | 3 |

**【関連する基本施策及び主要事業】**

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 生涯学習 | 施設の利用機会の公平化 | 16 |
| 生涯体育 | ジュニア育成事業（園児・小学生向け普及活動） | 11 |
| | 指導者育成事業 | 11 |
| | 体育団体への支援 | 11 |
| | 企業スポンサー等による施設広告の取付 | 11 |
| 防犯・交通安全・道路 | 名鉄廃線敷等を活用した自転車道・歩道の整備 | 11・13 |

リーディングプロジェクト 9

# 未来につなぐ文化財プロジェクト

町内各所に点在している文化財を観光資源として最大限活用する必要があります。しかし、文化財の保全・整備費用の負担が大きいのが現状です。各文化財へのアクセスの利便性向上、観光資源化することで収入が期待できることから、委託管理者の導入も含めて検討していきます。

| 〈事業細目〉 | SDGs |
|---|---|
| **重点事業Ⅰ　町内文化財の機能強化** | |
| 文化財へのアクセスの整備（駐車場、道路拡幅） | 11 |
| 観光ルートの案内整備 | 11 |
| 文化財管理の民間への委託 | 17 |
| **重点事業Ⅱ　歴史・文化遺産の観光資源化** | |
| 旧北岡田家住宅の「観光交流施設」としての活用 | 11 |
| 文化財の価値の明確化 | 4・16 |
| 民俗資料館機能の旧北岡田家住宅への移転 | 11 |
| 伝統文化の継承や広報 | 4・16 |
| **重点事業Ⅲ　古墳群の保存・活用** | |
| 大野町北部全体の整備を視野に入れた史跡野古墳群の面的指定、都市公園化 | 11 |
| 野古墳群の保存・活用 | 11 |
| 上磯古墳群の国指定への取り組み | 11 |

**【関連する基本施策及び主要事業】**

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 地域文化 | 大野町文化財保存活用地域計画の策定の取り組み | 11 |
| | 旧北岡田家住宅の保存・活用 | 11 |
| | 史跡野古墳群の整備・活用 | 11 |
| | 上磯古墳群の史跡指定に向けての取り組み | 11 |
| | 文化財保護条例に基づく指定、登録の見直し | 11 |
| | 博物館施設の整備・活用 | 11 |

リーディングプロジェクト 10

# 安全・安心をつなぐまちづくりプロジェクト

昨今、町民の安全への意識、デジタル化への意識が高まっています。そのため、防犯体制の充実、防災への取り組みにより町民にとって安全・安心なまちづくりを図っていきます。また、様々な分野でDXを推進し、町全体として利便性を高め生活しやすい基盤を形成していきます。

| 〈事業細目〉 | SDGs |
|---|---|
| **重点事業Ⅰ　防犯・交通安全** | |
| 主要道路に歩道、街灯を設置 | 3・7 |
| 防犯カメラの設置 | 3 |
| 安全・安心空間（自転車歩行者道）の整備促進 | 3 |
| **重点事業Ⅱ　地域防災力の強化** | |
| 災害時支援ボランティアの育成・受入体制の整備 | 3 |
| 消防体制の充実・基盤強化 | 3 |
| 地籍調査事業の促進 | 10 |
| 防災啓発活動（防災教育） | 4 |
| 自主防災組織活動補助 | 3 |
| **重点事業Ⅲ　デジタル基盤の整備** | |
| デジタル人材の育成・確保 | 4 |
| 行政手続き最適化のための新たな基盤整備 | 10 |

**【関連する基本施策及び主要事業】**

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 防災・消防・救急 | 防災啓発活動 | 11 |
| | 消防広域化の推進 | 11 |
| | 名鉄廃線敷を活用した災害時の避難路の整備 | 11・13 |
| | 災害時の支援体制の強化 | 11 |
| | 書かない窓口、行かない窓口の推進 | 11 |
| 防犯・交通安全 | 防犯カメラの設置 | 3 |
| | 運転免許証自主返納者支援の推進 | 3・10 |
| 消費生活 | 相談窓口の周知 | 1・2・4 |
| | 相談体制の充実 | 1・2・4 |
| 保健・医療 | 災害時医療救護体制の確立（災害時医療救護マニュアルの策定） | 3 |
| 子育て支援 | 公立認定こども園の統合 | 1・10・16 |
| | 保護者の就労形態に合わせた保育事業の充実 | 1・10・16 |
| | 子育てに関する情報発信・相談の場の充実 | 1・5・10・16 |
| | 「子育てはうす ぱすてる」の充実 | 1・5・10・16 |
| | 関係機関と連携した要保護児童家庭に対する指導の充実 | 1・2・17 |
| | 妊娠出産支援の推進 | 1・2・4 |
| 河川・水路 | 堤防・護岸など危険個所の改修整備促進 | 13 |
| | 排水機場・治水施設の維持管理 | 13 |
| 住宅 | 木造住宅耐震化への支援 | 3 |

| 〈 基本施策 〉 | 〈 主要事業 〉 | SDGs |
|---|---|---|
| 水の供給 | 老朽化に伴う施設（電気・機械設備）の更新 | 6 |
| | 老朽化した配水管の布設替、耐震管への更新 | 6 |
| | 継続的な漏水調査の実施 | 6 |
| 道路 | 通学路を中心とした歩道整備の推進 | 3 |
| | 人にやさしい道路づくりの推進 | 3 |
| | 名鉄廃線敷等を活用した自転車道・歩道の整備 | 3 |
| | 道路の維持管理 | 3 |
| | 整備済橋梁の安全確保及び保守管理の徹底 | 3 |
| | 長寿命化計画に基づく取り組み | 3 |
| 学校教育 | 危機管理マニュアルの点検・見直し | 4 |
| | 食育の推進と学校給食の充実 | 12 |
| 生涯学習 | 地域ぐるみの青少年育成の推進 | 4 |
| | ふれあいセンター（コミュニティセンター）を拠点とする世代間交流事業の促進 | 4 |
| | 地域コミュニティ活動の推進 | 4・11 |
| | 生涯学習の推進 | 4・11 |

# 3 分野別まちづくり計画

下記の分野ごとに基本計画事項を示します。

## 【安全・安心分野】～「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心なまち～

| 節 | 基本施策 | 掲載頁 |
|---|---|---|
| 第1節<br>安全確保 | 1　防災・消防・救急<br>2　防犯・交通安全<br>3　消費生活 | 60<br>62<br>64 |
| 第2節<br>健康づくりと保健医療 | 1　健康増進<br>2　保健・医療 | 66<br>68 |
| 第3節<br>社会福祉 | 1　地域福祉<br>2　高齢者福祉<br>3　障がい者福祉<br>4　子育て支援<br>5　社会保険制度 | 70<br>72<br>74<br>76<br>78 |

## 【産業・交流分野】～郷土の恵みを活かした「にぎわい」と「憩い」を感じられるまち～

| 節 | 基本施策 | 掲載頁 |
|---|---|---|
| 第1節<br>産業振興 | 1　農業<br>2　商・工業 | 82<br>84 |
| 第2節<br>観光・交流 | 1　観光・交流 | 86 |

## 【生活・環境分野】～快適な暮らしを支える自然と共生した持続可能なまち～

| 節 | 基本施策 | 掲載頁 |
|---|---|---|
| 第1節<br>都市基盤 | 1　市街地整備<br>2　河川・水路<br>3　公園・緑地<br>4　住宅<br>5　生活排水<br>6　水の供給 | 90<br>92<br>94<br>96<br>98<br>100 |
| 第2節<br>交通ネットワーク | 1　道路<br>2　交通（公共交通） | 102<br>104 |
| 第3節<br>生活環境 | 1　ごみ処理<br>2　環境保全 | 106<br>108 |

## 【教育・文化分野】 ～「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち～


| 節 | 基本施策 | 掲載頁 |
|---|---|---|
| 第1節<br>学校教育 | 1　学校教育 | 112 |
| 第2節<br>生涯学習・生涯体育 | 1　生涯学習<br>2　生涯体育 | 114<br>116 |
| 第3節<br>地域文化 | 1　地域文化 | 118 |


## 基本計画の紙面構成

基本計画事項の記載内容については、施策項目単位で見開きを基本に構成します。

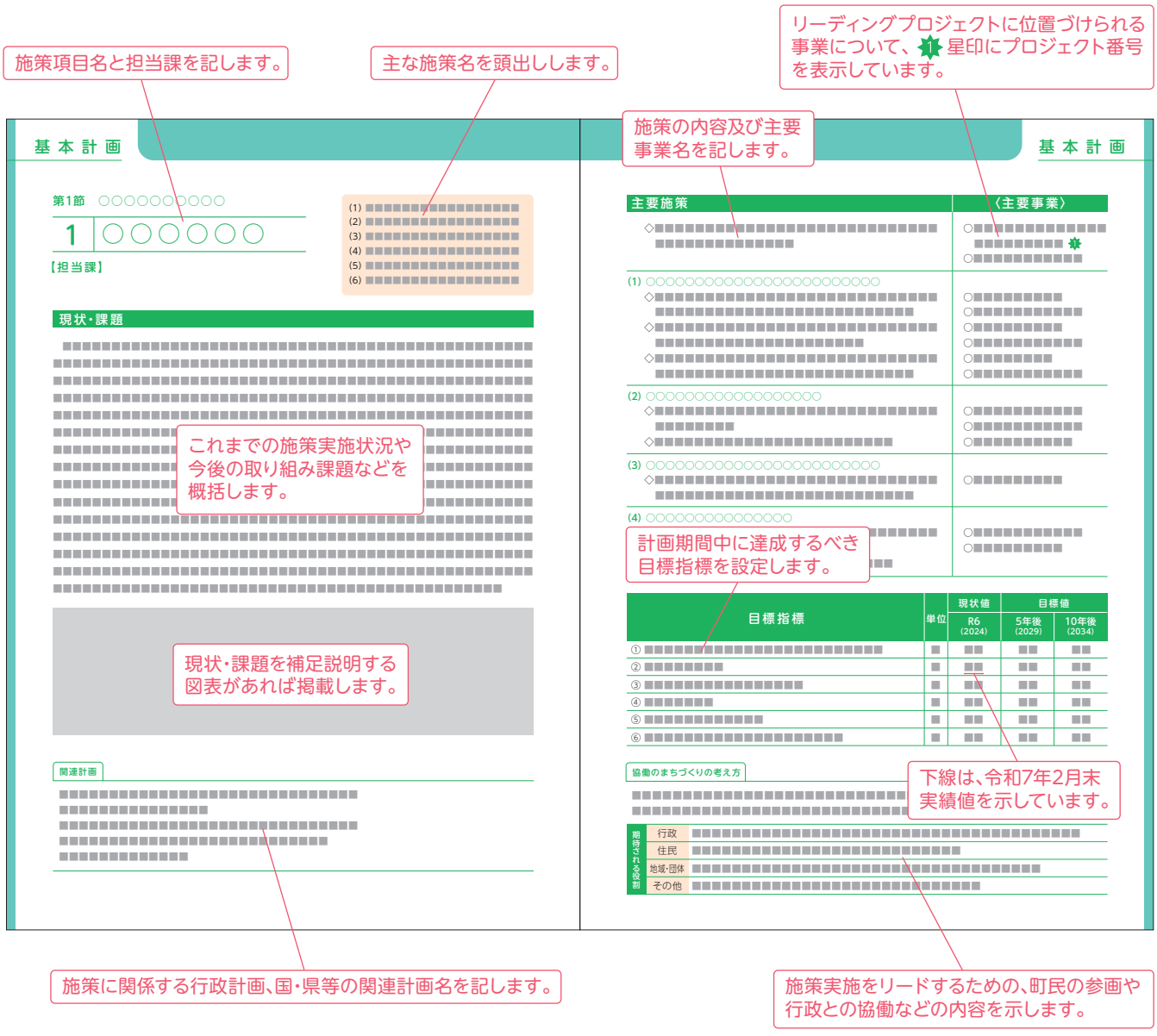

# （1）安全・安心分野

「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心なまち

第1節　災害に強く安全なまち（安全確保）

# 1　防災・消防・救急

【総務課、福祉課、建設課】

（1）危機管理体制及び設備の充実
（2）防災拠点・緊急輸送道路等の整備
（3）防災意識の高揚及び地域防災活動の充実
（4）消防団員の確保・育成
（5）災害時避難行動要支援者支援体制の確立
（6）高齢者世帯等に対する救急体制の充実

## 現状・課題

本町は南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定され、台風や異常気象によるゲリラ豪雨などの自然災害の発生が予想されるなど、防災対策がますます重要となってきています。東日本大震災をはじめとする災害対応の教訓を活かすため、国や県の防災計画を踏まえて地域防災計画を改定しています。また、平成30年（2018年）7月に開駅した道の駅「パレットピアおおの」は、災害時の支援物資受け入れや自衛隊などの活動拠点として県の広域防災拠点に指定されており、飲料水兼用耐震性貯水槽やマンホールトイレ等の防災機能を有した施設となっています。

災害による被害を未然に防いだり、最小限に抑えたりするためには、「公助」だけでなく、「自助」「共助」の重要性も高く、各家庭や個人で、十分な備えをし、状況に応じて的確な判断・行動ができるような正しい知識の習得が必要です。そのため、防災教育をはじめ地域や事業所等の自主防災組織の育成支援、消防団員等による啓発や家庭防災意識の普及に取り組む必要があります。また、防災行政無線をデジタル波に更新したことによる高度利用や、このほか応急復旧対策として、災害備蓄品の整備、関係機関と連携した防災訓練の実施に引き続き取り組むことが必要です。

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、事故や急病などの様相は複雑・多様化する傾向にあります。引き続き緊急事態への対応強化に努める必要があります。

関連計画

大野町地域防災計画（BCP（業務継続計画）・災害受援計画）
災害時避難行動要支援者避難支援計画
大野町災害廃棄物処理計画

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **（1）危機管理体制及び設備の充実**<br>◇大規模災害の発生（南海トラフ地震や内陸直下型地震）を想定した防災体制・危機管理体制を充実・強化し、設備・資機材等の充実を一層図ります。<br>◇消防団が効果的な災害活動を行うため、消防団施設や、消防装備等の整備を図ります。<br>◇大規模化、複雑多様化する災害に対応するため、消防救急の広域化による消防・救急体制の強化・充実を図ります。 | ○防災備蓄品・資機材の整備<br>○地域防災計画の改定<br>○消防団施設・装備の整備<br>○消防広域化の推進 10 |
| **（2）防災拠点・緊急輸送道路等の整備**<br>◇名鉄廃線敷の有効活用等により、町及び広域的な防災拠点等の整備を引き続き図ります。 | ○名鉄廃線敷の有効活用による防災力の向上 |

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| ◇災害時の避難路として利用する名鉄廃線敷や、緊急輸送道路や河川、水路等の整備を引き続き図ります。 | ○名鉄廃線敷を活用した災害時の避難路の整備 ⑩<br>○緊急輸送道路等の整備 |
| **(3) 防災意識の高揚及び地域防災活動の充実**<br>◇地域、事業所の自主防災組織との協働による防災訓練の実施、こどもを対象にしたクラブ活動の実施等を通じて防災意識の高揚を図るとともに、地域の実情に応じた防災体制を育成します。<br>◇防災力の向上と減災の活動を普及するため、十分な意識・知識・技能を有する防災士の育成支援を図り、地域の防災リーダーを育てます。 | ○防災訓練の実施<br>○防災啓発活動 ⑩<br>○防災士の育成支援<br>○火災予防活動 |
| **(4) 消防団員の確保・育成**<br>◇多様化する火災や自然災害に対応した防災体制の強化に向けて、消防団員の確保、防災教育・訓練を行います。<br>◇消防団員が活動しやすい環境の整備を推進します。 | ○消防団員防災教育・訓練実施<br>○消防団活動ＰＲ及び協力要請活動<br>○消防団・水防団応援事業所登録の推進 |
| **(5) 災害時避難行動要支援者支援体制の確立**<br>◇災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づく支援体制等の運用を図るため、関係機関、団体等との連携を図ります。 | ○災害時避難行動要支援者への支援 |
| **(6) 高齢者世帯等に対する救急体制の充実**<br>◇高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯等に対する緊急時の通報装置利用者の増加を図ります。 | ○緊急通報装置利用の促進 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 日頃から災害への備えをしている町民の割合 | % | 53.4 | 55.0 | 55.7 |
| ② 消防や救急に不安を感じたことがある町民の割合 | % | 25.8 | 25.0 | 23.0 |
| ③ 防災士補助活用人数 | 人 | 56 | 81 | 106 |
| ④ 防災啓発(教育)活動における受講者数(延べ人数) | 人 | 557 | 1,000 | 1,500 |

### 協働のまちづくりの考え方

自主防災組織の必要性を町民、地域、企業等に再認識してもらい、既存活動の支援とともに、防災活動に対する地域防災力の向上を図ります。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 自主防災組織活動支援、防災活動の啓発、組織化等の普及促進、防災士の育成支援、防災教室の開催 |
| | 住民 | 自主防災組織等の活動への積極的な参加、災害時に係る知識習得、住宅の耐震化等の具体的な対策の実施、防災士の取得 |
| | 地域・団体 | 自主防災訓練の参加者の取りまとめなど、自主防災組織の活動への積極的協力 |
| | その他 | 自主防災組織や消防団活動への理解、災害時の協力体制整備 |

第1節　災害に強く安全なまち（安全確保）

# 2 防犯・交通安全

【総務課、建設課、福祉課】

(1) 防犯体制の充実
(2) 自主防犯組織の育成
(3) 防犯意識の高揚
(4) 交通安全思想の普及
(5) 交通安全運動の推進
(6) 交通安全環境の整備

## 現状・課題

近年、核家族化や高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化などにより、地域の犯罪抑止力の低下が懸念されます。また、犯罪手口が複雑・巧妙化してきています。

安全な地域社会を築くためには、町民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持ち、地域が連携・協力して、犯罪の起こりにくい環境をつくることが大切です。

引き続き児童見守りボランティア等地域や関係団体と協力した防犯活動を推進するとともに、公共施設・通学路等における官民協働での防犯カメラの設置に取り組むことが必要です。

交通安全に関しては、交通事故死者数は減少しているものの、交通事故は増加傾向にあり、また、高齢者が関わる交通事故も多発しています。事故件数を減らすために、幼児、児童生徒、高齢者等に対する交通安全教育を継続して実施します。また、平成23年度（2011年度）から行っている運転免許証自主返納者支援事業については、令和元年度（2019年度）からシニアカー購入費用の一部助成として事業を拡充するなど、交通事故のない安全で安心な社会に向けた取り組みを進めています。

今後は大野神戸ＩＣの開通等による交通量の増大に伴う交通事故の未然防止を図るため、交通事故多発交差点や危険箇所などでの交通安全施設の整備・充実が求められます。

関連計画

交通安全計画（第11次）

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 防犯体制の充実**<br>◇多様化する犯罪に対応していくため、関係団体と連携し防犯体制の強化に努めます。 | ○地域安全指導員等との連携強化<br>○防犯カメラの設置 10 |
| **(2) 自主防犯組織の育成**<br>◇児童見守りボランティア等の自主的な防犯活動を支援し、家庭・地域・関係団体が協力して町ぐるみの防犯活動を推進します。 | ○地域防犯団体等の活動支援 |
| **(3) 防犯意識の高揚**<br>◇多様な媒体を活用し犯罪発生情報や不審者情報などの各種防犯情報を迅速に発信します。 | ○犯罪・防犯情報の提供 |

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(4) 交通安全思想の普及**<br>◇地域や学校、認定こども園での交通安全教室を開催するとともに、交通安全運動における交通安全協会との連携を図り、運動行事への参加を促します。 | ○交通安全教室の開催<br>○交通安全運動行事への参加<br>○運転免許証自主返納者支援の推進 10 |
| **(5) 交通安全運動の推進**<br>◇関係機関と協力し、国や県の交通安全運動期間に合わせた交通安全街頭啓発とともに、シートベルト・チャイルドシートの着用や二輪車のヘルメット着用チェック等を行い、運転者の交通安全意識の高揚を図ります。 | ○街頭指導の実施 |
| **(6) 交通安全環境の整備**<br>◇交通事故を分析し危険箇所の洗い出しを行い、その周知に努めるとともに、信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図ります。<br>◇名鉄廃線敷を自転車道・歩道として整備を行い、通学路として活用します。 | ○交通安全施設の充実<br>○危険箇所の周知<br>○自動車道、歩道の整備<br>○名鉄廃線敷等を活用した自転車道・歩道の整備 8 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 犯罪がなく安心して暮らせると思う町民の割合 | % | 67.6 | 68.0 | 70.0 |
| ② 犯罪発生件数 | 件 | 79 | 70 | 50 |
| ③ 交通マナーを守り、交通安全の意識が高いと思う町民の割合 | % | 55.7 | 58.0 | 60.0 |
| ④ 交通事故死傷者数（千人当たり） | 人 | 1.5 | 1.4 | 1.3 |
| ⑤ 免許証自主返納者数（累計） | 人 | 803 | 1,189 | 1,584 |

### 協働のまちづくりの考え方

関係機関、団体等の連携した交通安全を確保する環境づくりを進めます。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 交通安全知識の普及、組織活動支援 |
| | 住民 | 交通安全活動への積極的な参加、交通安全に係る知識習得、自動車運転免許証取得者はセーフティ・ドライブの実践、交通ルール・マナーの遵守 |
| | 地域・団体 | 交通安全教室の開催、参加、組織活動への積極的協力 |

第1節　災害に強く安全なまち（安全確保）

# 3　消費生活

【環境生活課】

（1）消費者啓発の普及
（2）消費生活相談体制の充実

## 現状・課題

消費者を取り巻く環境は、経済社会のデジタル化、技術革新、商品・サービスの多様化や規制緩和の進展等を背景として複雑・多様化しています。また、消費者トラブルの中には、高齢者を対象にした悪質商法やインターネット上での取引をめぐるトラブルも増加しています。

消費生活問題に対応するため、平成28年（2016年）4月1日に消費生活安全相談員を1名配置した消費生活センターを開設し、消費生活全般の相談業務を開始しました。消費者への周知・啓発により消費生活センターの認知度も向上し、消費者の危機意識が高まり、商品の契約前に相談することが可能になりました。過去3年間の相談件数は、令和3年度（2021年度）に71件、令和4年度（2022年度）に82件、令和5年度（2023年度）に68件でした。

相談内容としては、訪問販売や通信販売等の商品販売に係るトラブルが多く寄せられています。

引き続き消費生活における相談体制の強化を図るとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することで、被害を未然に防止し、町民の消費生活の安定向上、安全と利益の保護を図っていく必要があります。

関連計画

岐阜県消費者施策推進指針

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 消費者啓発の普及**<br>◇的確な情報提供により消費問題や消費者意識の普及・啓発を図り、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めます。 | ○広報紙等を活用した啓発活動の実施 |
| **(2) 消費生活相談体制の充実**<br>◇県民生活相談センターと連携し、相談窓口の運営等を通して消費者被害の防止に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。 | ○相談窓口の周知 10<br>○相談体制の充実 10 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 消費生活相談員の設置 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| ② 消費生活の中でトラブルにあったり不安を感じたことがある町民の割合 | % | 9.8 | 9.8 | 9.0 |

協働のまちづくりの考え方

不当請求、振り込め詐欺などの悪徳商法の増加など消費生活問題の多様化・巧妙化への対応に係る関係機関との連携を強化します。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 消費生活相談実績を踏まえた対策の普及、他組織等との連携強化 |
| | 住民 | 消費者問題対策に係るセミナー等への参加、知識習得、対策の実践 |
| | 地域・団体 | 消費者問題に係る勉強機会等の提供、町民の参加促進 |
| | その他 | 防犯の観点で警察組織等からの情報提供、対策の啓蒙 |

## 第２節　いきいきと健やかに暮らせるまち（健康づくりと保健医療）

# 1　健康増進

【福祉課、保健センター】

（1）健康づくりの推進
（2）保健サービスの充実
（3）地域の健康づくり活動の推進
（4）介護予防事業の強化

## 現状・課題

町民一人ひとりが健康であるまちを目指して、スポーツ大会等の開催による健康づくり支援の充実と、ライフステージに合わせ、各世代の特徴や対象年齢に応じた健康診査・訪問・相談・教室など各種健康に関するサービスの推進により、健康に関する意識の向上に努めています。

令和５年度（2023年度）に行った第3次大野町健康増進計画策定に係るアンケート調査では、令和元年度（2019年度）の調査時より、運動をしている人の割合が全ての世代で増加している一方、朝食欠食率が悪化している世代が多くなっているなど、町民が自発的に生活習慣の改善に取り組めるよう支援する環境や体制づくりを検討する必要があります。また、健康診査やがん検診の受診率が低下しているため、受診しやすい環境を整備していく必要があります。

複雑化する社会の中でうつ病などこころの病気が増加傾向にあるため、こころの健康づくりの重要性も高まっており、こころの相談会や自殺予防のためのゲートキーパー養成講座の開催などを行っています。

人口の高齢化により、介護保険の要介護認定者数の増加や認知症高齢者の増加が問題となっています。この状況は町財政の圧迫だけでなく、介護保険料にも反映され、高齢者自身の負担にもつながります（要支援・要介護認定者1,078人(令和6年10月末現在)、平成12年度（2000年度）比3.2倍）。いつまでも元気に暮らせるよう積極的に介護予防に努めるとともに、地域で支えあえる体制づくりを構築する必要があります。

### 関連計画

岐阜県健康増進計画（第4次ヘルスプランぎふ21）
大野町健康増進計画（第3次）
大野町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
大野町いのち支える自殺対策計画（第２次）

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 健康づくりの推進**<br>◇生活習慣病をはじめとする疾病予防対策として、身近で気軽に参加できる健康講座やイベント等を開催し、健康に関する意識の高揚を図ります。<br>◇幼児期からの生活習慣病予防に取り組み、生涯にわたって健全な食生活を送れるよう食育を推進します。<br>◇こころの健康についての知識の普及、啓発に努めるとともに、相談窓口の充実や周知など、こころの健康づくりを推進します。 | ○健康講座やイベント等の開催<br>○運動できる環境の整備<br>○食育の推進<br>○こころの健康づくりの推進 1 |
| **(2) 保健サービスの充実**<br>◇生活習慣病等の早期発見、早期治療のための健康診査やがん検診等の内容の充実を図るとともに、健康ポイントや検診予約システム導入の検討など、受診しやすい環境の整備に努めます。 | ○各種検診等の充実や受診環境の整備 1 |
| **(3) 地域の健康づくり活動の推進**<br>◇健康に関する地域組織活動や団体等の主体的な健康づくり活動を支援します。<br>◇地域で見守る組織づくりや、ボランティアの育成を支援します。 | ○団体等への活動支援<br>○ボランティア等の育成 |
| **(4) 介護予防事業の強化**<br>◇地域活動への働きかけや、介護予防教室の開催を通じて、介護予防の啓発活動を強化するとともに、体力づくりや生きがいづくりを推進します。 | ○介護予防の充実 1 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 健康づくり等講座開催数・参加者数 | 回 | 50 | 55 | 60 |
| | 人 | 480 | 700 | 1,000 |
| ② がん検診を受診する割合 | % | (R5)6.6 | 12.7 | 15.0 |
| ③ 介護予防教室参加者数 | 人 | 366 | 450 | 500 |
| ④ 健康づくりに取り組んでいる町民の割合 | % | 61.7 | 65.0 | 70.0 |
| ⑤ ゲートキーパー養成講座受講者数 | 人 | 335 | 500 | 750 |

### 協働のまちづくりの考え方

地域ぐるみの健康づくり体制を構築します。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 健康教育の充実、健康づくり活動の普及等 |
| | 住民 | 健康づくりへの意識、知識を高め、若い世代からの健康づくり習慣を定着化 |
| | 地域・団体 | 健康づくり機会の提供、町民の参加促進 |
| | その他 | 協賛大会の開催、健康づくりの普及 |

第2節　いきいきと健やかに暮らせるまち（健康づくりと保健医療）

# 2 保健・医療

【保健センター、福祉課、総合政策課】

（1）地域医療体制の充実
（2）感染症対策の推進

## 現状・課題

令和5年（2023年）10月に岐阜・西濃地域の拠点となる総合病院として、西濃厚生病院が開院したことにより、町内の小児科・精神科の専門医不足の課題は解消されました。

医療に対するニーズが複雑・多様化している中、専門の医師でなければ診断や治療が困難となり、なかには重症化する場合もあります。岐阜県地域医療構想における調査では、西濃圏域の平成25年度（2013年度）における患者の県内他地域への流出状況は253人に対し流入は96人と流出超過となっており、地域医療体制の充実が求められています。

近年、大規模化・複雑化している自然災害による被害を想定し、数多くの負傷者や被災者等に対して迅速かつ適切な医療を提供するため、平成28年（2016年）10月に「大野町災害時医療救護計画」を策定しましたが、西濃厚生病院が地域災害拠点病院の指定を受けたことなどから内容の見直しが必要です。

令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の流行は、医療だけにとどまらず社会全体に大きな影響を与え、備蓄や人材の不足を始めとする様々な課題を浮き彫りにしました。今後再び起こりうる新興感染症発生・まん延に備えた更なる対策が重要となります。

関連計画

第8期岐阜県保健医療計画
大野町災害時医療救護計画
大野町新型インフルエンザ等対策行動計画

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 地域医療体制の充実**<br>◇圏域内の医療提供体制の維持充実のために地域医療拠点病院への運営助成や医師の確保に努めます。<br>◇地域医師会と協力し、災害発生に備え医療救護体制の構築を推進します。<br>◇地域の医療機関を受診するための交通手段を確保し、交通弱者が安心して医療が受けられる環境を整備します。<br>◇医療及び介護の連携体制の構築に努めます。 | ○地域医療拠点病院への運営助成、専門医師の確保に向けた支援 1<br>○災害時医療救護体制の確立（災害時医療救護計画の見直し・マニュアルの策定） 10<br>○デマンドタクシーの運行実施・運行形態の拡充検討<br>○在宅医療の推進 |
| **(2) 感染症対策の推進**<br>◇新型コロナウイルス感染症に続く新たな感染症発生・まん延時に備え、国や県、地域医師会等と連携し、対策を進めます。 | ○感染症対応マニュアルの策定や感染対策用備蓄品の整備 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6（2024） | 5年後（2029） | 10年後（2034） |
| ① 身近な地域で安心して医療を受けられると感じている町民の割合 | % | 72.2 | 75.0 | 80.0 |

**協働のまちづくりの考え方**

地域の保健・医療関係機関の充実を図ります。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 医師確保の促進、災害時医療救護体制の構築、感染症発生段階に応じた対策の実施 |
| | 住民 | 医療機関の適正受診、応急手当等知識の習得、感染予防及び感染拡大防止のための知識の習得と実践 |
| | 地域・団体 | 地域医療ニーズの把握、災害医療活動の協力、感染症発生段階に応じた対策への協力 |

第３節　支えあい安心して暮らせるまち（社会福祉）

# 1　地域福祉

【福祉課、子育て支援課、学校教育課】

(1) だれもが身近な地域の問題に関心を持ち、「地域力」を高めるまちづくりの推進
(2) だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築
(3) だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

## 現状・課題

全国的な少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、８０５０問題（高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題）、ダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う）などといった様々な問題が生じています。一方で、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、生活様式の多様化等により、人との関わり方が変容しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化し、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う「３密（密集・密接・密閉）」の回避など「新しい生活様式」が、人との関わり方などに大きな影響を与えています。

人々の暮らしの中で、課題は複雑化・多様化しており、そのために住民同士のつながりを深め、ともに助けあい、支えあいながら地域の課題を解決する力を身につけ、住民一人ひとりが住み心地のよい生きがいをもつ「地域共生社会」を構築していくことが課題となっています。

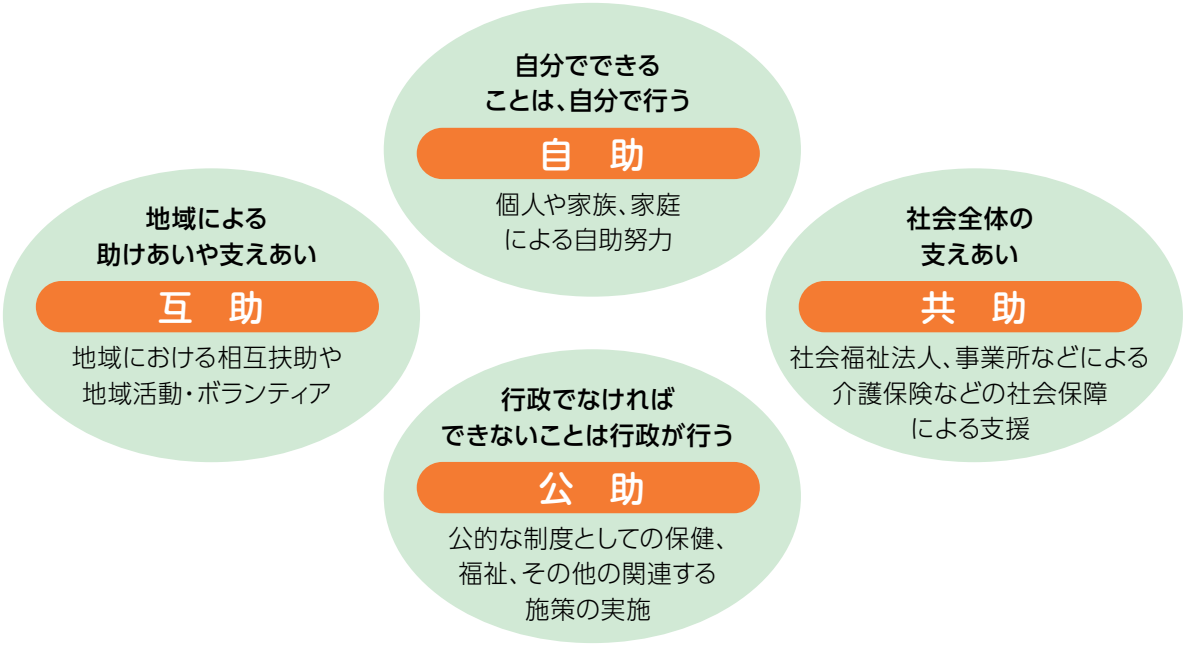

関連計画

第４期大野町地域福祉計画・地域福祉活動計画

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) だれもが身近な地域の問題に関心を持ち、「地域力」を高めるまちづくりの推進**<br>◇住民の福祉意識の醸成、住民や地域の団体など地域の資源を最大限に活用し、地域福祉活動を促進することで、みんなで支えあう地域を目指します。 | ○地域での交流の促進 1<br>○地域や学校における福祉教育の充実 1<br>○地域福祉ネットワークの強化 1 |
| **(2) だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築**<br>◇既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら、高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野別の支援では対応できないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、抱える生活の問題について相談でき、地域の支援者や相談機関や行政内の連携を図り、重層的支援体制を充実します。 | ○重層的・包括的な相談支援体制の構築 1<br>○福祉施策・福祉サービス基盤の充実 1<br>○生活に困難を抱える人への支援 |
| **(3) だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり**<br>◇地域のだれもが日頃から地域で助けあうことのできる災害に強いまちづくりを進めます。また、移動や居住の支援など生活に対する支援や一人ひとりの尊厳や権利の保障、虐待の防止、再犯防止など地域で安心して暮らせる環境をつくります。 | ○災害時の支援体制の強化 10<br>○安全・安心のまちづくりの推進 11<br>○権利擁護と虐待防止対策の推進 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 福祉教育（社会教育）の推進 | 小中学校区 | 6/8 | 6/8 | 8/8 |
| ② 福祉ボランティア活動団体数（社協連携） | 団体 | 15 | 15 | 18 |
| ③ 生活支援体制整備実施地区 | 地区 | 1/6 | 1/6 | 6/6 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業利用延べ人数 | 人 | 2 | 5 | 10 |

協働のまちづくりの考え方

地域において誰もが安心して暮らせるよう、町民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組みます。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 公的な制度としての保健、福祉、その他の関連する施策の実施 |
| | 住民 | 個人や家族による自助努力、自分でできることは自分で行う |
| | 地域・団体 | 自治会における相互扶助、社会福祉法人、福祉関係団体の参画による支えあい |

第３節　支えあい安心して暮らせるまち（社会福祉）

# 2　高齢者福祉

【福祉課、総合政策課】

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
(2) 高齢者の健康寿命の延伸と体力増進
(3) 高齢者への情報提供や相談体制の充実
(4) 救急体制の充実
(5) 地域支援体制の充実
(6) デマンドタクシーの運行充実

## 現状・課題

我が国の人口減少と少子高齢化に伴って、総人口が減少している中、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和６年（2024年）９月の国の高齢化率（65歳以上）は29.3%となっています。本町においても、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率は令和６年（2024年）９月で31.0%と、約3人に1人が65歳以上の高齢者という状況で、全国平均を上回っております。介護保険による要介護認定者数は高齢化の進行とともに増加し、令和６年（2024年）９月時点では高齢者の15.6%にあたる1,045人が認定を受けています。

介護保険制度が施行され、各種在宅及び施設サービスを提供していますが、介護保険給付は年々増え続けており、認定者数は介護保険制度を開始した平成12年（2000年）の3.2倍になっています。介護保険事業は町財政や保険料で賄われており、給付の増加は町財政の圧迫だけでなく介護保険料にも反映され、高齢者自身の負担増にもつながります。

国は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040年）を見据えて、「介護サービスの基盤の計画整備」、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」の3つの基本方針を示しています。

高齢化の進行に伴い、増加する認知症などの要支援・要介護者へのサービス体制の検討が必要となっています。また、単身高齢者等を対象にした緊急通報装置の貸与も継続して実施しており、救急体制の充実と緊急時の安全確保に努めています。

地域コミュニティの中で町民一人ひとりが役割を持ち、公的な福祉サービスと協働していくことが重要となるため、各地区で支えあいの会による地区の実情に応じた支えあい体制の構築が求められています。

関連計画

第４期大野町地域福祉計画・地域福祉活動計画
第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進**<br>◇高齢者の交流の場の提供や社会参加できる環境づくりを進め、早期の予防に注力し高齢者の生きがいづくりを支援します。 | ○地域を拠点とした教室、サークル活動への参加促進 |
| **(2) 高齢者の健康寿命の延伸と体力増進**<br>◇介護予防を重視した適切なプランを提供するとともに、介護予防教室等の実施により運動のきっかけづくりを支援し、高齢者の健康寿命の延伸や体力増進を支援します。 | ○介護予防の充実 1 |
| **(3) 高齢者への情報提供や相談体制の充実**<br>◇高齢者に必要な福祉サービスを適切に提供するため、情報提供や相談体制を充実します。 | ○相談窓口の運用、高齢者サービス情報の発信 1 |

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(4) 救急体制の充実**<br>◇高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯等に対する緊急時の通報装置利用者の増加を図ります。 | ○緊急通報装置利用の促進 |
| **(5) 地域支援体制の充実**<br>◇可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを包括的、継続的に実施し、充実した地域包括ケア体制の構築に努めます。また、認知症への理解を深め、認知症の人や家族に対してあたたかい「応援者＝認知症サポーター」の養成を推進します。 | ○地域ケア会議等の開催 1<br>○関係機関との連携 1 |
| **(6) デマンドタクシーの運行充実**<br>◇運転免許証自主返納者等の高齢者が安心できる交通ネットワークの構築に努めます。 | ○デマンドタクシーの運行実施・運行形態の拡充検討 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 介護予防教室参加者数（再掲） | 人 | 366 | 450 | 500 |
| ② 生きがいを感じて暮らしている高齢者の割合 | % | 75.0 | 76.0 | 76.0 |
| ③ 日常生活の中で孤独や不安を感じている高齢者の割合 | % | 31.0 | 30.0 | 30.0 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業利用延べ人数（再掲） | 人 | 2 | 5 | 10 |

### 協働のまちづくりの考え方

地域住民同士の助けあい・支えあいの意識を高めながら地域の見守りネットワークの充実を図ります。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 役場や地域包括支援センターなどを拠点とした高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供。地域における社会福祉を目的とする法人等の活動支援。 |
| | 住民 | 一人ひとりが、家庭や地域でできる日常的な助けあい、支えあいの意識を高める。積極的に健康づくりや介護予防に取り組む。 |
| | 地域・団体 | 各地区で支えあいの会を開催し、自治会や民生委員・児童委員など各地域の高齢者の実態を把握し、支援や介護の必要な高齢者にサービスが提供されるよう支援を行う。ボランティア団体等と行政とが協力して地域の高齢者福祉の充実に向けた取り組みをしていく。 |

第３節　支えあい安心して暮らせるまち（社会福祉）

# 3　障がい福祉

【福祉課、子育て支援課、総合政策課】

(1) 相談支援体制づくり
(2) 障がい福祉サービスの充実
(3) 障がい及び障がい者理解の促進
(4) 療育の必要な児童への支援
(5) デマンドタクシーの運行充実

## 現状・課題

障がい福祉サービスの提供体制や気軽に相談できる相談支援体制を整備し、民生委員・児童委員や関係団体・機関と連携して、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会環境づくりを進めてきました。

また、障がいの重度化や複雑化が進み、親亡き後を見据え、障がい者や家族の望む多様なニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、令和５年度（２０２３年度）に「大野町第7期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中でともに支えあいながら暮らすことができ、一方では、ニーズに応じた生活支援が包括的に享受できる社会環境の整備と、障がい者自ら積極的に社会参加し、安心して生き生きと自立した生活のできる優しいまちづくりをめざします。

児童発達支援事業所幼児療育センター「なないろ」では、就学前の発達に支援が必要なこや家族をサポートするため、個々の発達状況に合わせて、個別指導やグループ指導等を行いつつ、感覚遊びや音楽療法なども取り入れ、健やかな成長を支援しています。理学療法士等専門的視点から個々の発達課題を抽出し、又、関係機関との連携を強化し療育の質の向上を図っていきます。

関連計画

大野町第７期障害者計画
第７期障害福祉計画
第３期障害児福祉計画

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 相談支援体制づくり**<br>◇障がい者やその家族が不安を解消するため、身近なところで相談できる体制づくりや、複雑化・多様化するニーズに対応できる体制づくりを目指します。 | ○相談支援体制の構築<br>○基幹相談支援センターの充実 1 |
| **(2) 障がい福祉サービスの充実**<br>◇障がい福祉サービスの利用促進と充実を図り、障がい者の自立支援を推進します。 | ○障がい福祉サービスの促進と拡充 1<br>○非営利組織による公的制度外の生活支援サービスの推進<br>○多様な媒体を活かした福祉サービス内容の周知 |
| **(3) 障がい及び障がい者理解の促進**<br>◇町民の障がいへの理解を深め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がい者の権利擁護、社会参加の推進を目指します。 | ○障がい者理解・差別解消に向けた広報・啓発活動の推進<br>○軽スポーツ大会・レクリエーション等への参加促進<br>○成年後見制度等権利擁護の推進 1 |
| **(4) 療育の必要な児童への支援**<br>◇幼児療育センター「なないろ」において、より一層、関係機関との連携及び、専門スタッフの指導力向上を図ります。 | ○指導内容の充実 1<br>○療育指導力の強化 1 |
| **(5)デマンドタクシーの運行充実**<br>◇障がい者が安心できる交通ネットワークの構築に努めます。 | ○デマンドタクシーの運行実施<br>・運行形態の拡充検討 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 地域生活支援事業(日常生活用具)利用延べ件数 | 件 | 626 | 700 | 750 |
| ② 成年後見制度利用支援事業利用延べ人数(再掲) | 人 | 2 | 5 | 10 |
| ③ 町内の障害者相談支援事業所数 | 箇所 | 2 | 3 | 3 |
| ④ 大野町はこどもを産み育てやすいまちと思う町民の割合 | % | 57.5 | 62.0 | 70.0 |

### 協働のまちづくりの考え方

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 障がい者の自立支援に向けた福祉サービスの提供。地域における社会福祉を目的とする法人等の活動支援 |
| | 住民 | 障がい者への理解を深め、日常的な地域の助けあい、支えあいの意識を高める |
| | 地域・団体 | 社会福祉法人、福祉関係団体、自治会の参画による社会参加の促進 |

第３節　支えあい安心して暮らせるまち（社会福祉）

# 4 子育て支援

【子育て支援課、学校教育課、建設課、総務課、総合政策課、保健センター、まちづくり推進課、生涯学習課】

(1) 保育サービス基盤の整備
(2) 子育て支援事業の充実
(3) みんなの遊び場の充実
(4) 子育て支援情報の発信
(5) 要保護児童等への支援
(6) 放課後対策の総合的な推進
(7) デマンドタクシーの運行充実
(8) 結婚・出産の支援

## 現状・課題

本町には、公立認定こども園1園、私立認定こども園5園があり、現状では待機児童はいません。しかしながら、認定こども園に入園する園児の低年齢化や支援が必要な園児層が増加傾向にあり、柔軟な対応と効率的な運営ができる事業への取り組みが必要です。通常保育以外の一時預かり事業やだれでも通園制度も含めた質の高い多様な保育環境の整備及び充実が求められています。

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、こどもや子育て家庭のニーズも複雑化しています。仕事と子育ての両立支援、家庭や地域での子育て支援の充実が求められているとともに、家庭環境の複雑さ、育てにくさや養育経験の低下による虐待に関する相談は増加傾向にあり、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関して悩みを抱える保護者を支える環境の整備が求められています。

令和5年（２０２３年）4月には、「こども基本法」が施行され同年12月には「こども大綱」が示されました。本町においても「第2期大野町子ども・子育て支援事業計画」を踏襲した「第３期大野町子ども・子育て支援事業計画」を内包する「大野町こども計画」を令和6年度（2024年度）に策定しました。

また、道の駅「パレットピアおおの」の開駅に合わせて、「子育てはうす ぱすてる」を開設し、乳幼児やその保護者の交流の場として、町内外から多くの方に利用いただいています。

子育て中の保護者の孤独感の緩和やこどもの健やかな成長を促進するため、地域の子育て支援機能の充実が求められています。

「子育てをするなら大野町で」と選ばれるまちになることを目指し、地域社会全体でこどもの成長や子育て家庭を応援する環境整備に取り組みます。

### 関連計画

大野町こども計画（第３期大野町子ども・子育て支援事業計画）
第３次大野町男女共同参画プラン

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 保育サービス基盤の整備**<br>◇保護者等利用者の就労形態をはじめ、生活実態やニーズを踏まえたサービスの充実に向けて、質の高い保育サービス基盤の整備を図ります。 | ○公立認定こども園の統合 10<br>○保護者の就労形態に合わせた保育事業の充実（延長保育事業等） 10 |
| **(2) 子育て支援事業の充実**<br>◇こどもや保護者のニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を内包したこども計画を策定し、こどもを産み育てることに対する不安や悩みを軽減するため、子ども・子育て会議での議論を通じた子育て支援事業の充実を図ります。 | ○木育の推進<br>○子育てに関する情報発信・相談の場の充実 10<br>○「子育てはうす ぱすてる」における事業の充実 4 10 |

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(3) みんなの遊び場の充実**<br>◇町内店舗の空きスペース等を活用した遊戯施設整備の検討を進めます。 | ○大型屋内遊戯施設の整備検討 |
| **(4) 子育て支援情報の発信**<br>◇「情報発信おおの」を活用した子育て世帯向けアプリの導入を検討します。 | ○子育て支援アプリの導入検討 |
| **(5) 要保護児童等への支援**<br>◇要支援・要保護児童の家庭に対する指導の実施や相談のネットワーク構築などの体制強化を図ります。 | ○こども家庭センター（利用者支援事業）の充実 |
| **(6) 放課後対策の総合的な推進**<br>◇放課後クラブについては小学1年生から6年生までを対象とした事業を継続するとともに、児童が放課後も安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な施策の推進を図ります。 | ○民間のノウハウを活用した活動内容の充実 |
| **(7) デマンドタクシーの運行充実**<br>◇子育て世代が安心できる交通ネットワークの構築に努めます。 | ○デマンドタクシーの運行実施・運行形態の拡充検討 |
| **(8) 結婚・出産の支援**<br>◇ぎふ婚活サポートプロジェクトを活用した婚活イベントの情報提供や、町内事業所における独身従業員への婚活支援により、結婚の希望を支援します。<br>◇こどもを安心して産むことができるよう支援します。 | ○婚活支援の推進 1<br>○出産支援の推進 1 10 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 放課後クラブを満足と答えた利用者の割合 | % | − | 80.0 | 85.0 |
| ② 子育て支援センターの充実 | 箇所 | 4 | 4 | 4 |
| ③ 大野町はこどもを産み育てやすいまちと思う町民の割合（再掲） | % | 57.5 | 62.0 | 70.0 |
| ④ 木育の推進　おおの木育フェアの開催 | 回 | 1 | 1 | 1 |
| ⑤「子育てはうす　ぱすてる」入館者数 | 人/日 | 85 | 100 | 100 |

**協働のまちづくりの考え方**

こどもを産み育てることに対する不安や悩みを軽減するとともに、保護者の社会参画機会の確保を図ります。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 子育てに関する相談、サロン、サークル、情報ネットワークの充実 |
| | 住民 | 家庭内での子育て意識、協力の向上 |
| | 地域・団体 | 地域における子育て環境の醸成 |
| | その他 | 子育て支援事業への参入 |

第３節　支えあい安心して暮らせるまち（社会福祉）

# 5 社会保険制度

【住民課】

（1）適正な賦課
（2）保険税の収納対策
（3）国民年金制度の周知

## 現状・課題

国民健康保険及び後期高齢者医療制度は、国の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、国民健康保険の加入者が年々減少していることに加え、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費が増大しており、1人当たりの保険給付費は右肩上がりの状況が続いています。このような要因が重なり、制度を支える財政は依然厳しい状況となっています。

一方で、町では令和5年度（2023年度）からは高校生への医療費助成を実施しており、今後も医療が必要な人に対して適切な給付を行うことで、社会的弱者が安心して医療が受けられるよう、福祉医療制度を引き続き推進する必要があります。

保険税及び保険料未納者に対しては、納付者との平等性を図るために個別の状況に応じた対応・折衝を行い、収納率向上に向けた積極的な取り組みが必要となります。

また、国民皆保険制度の周知、医療費削減への取り組みの啓発を行うことで、相互扶助によって支えられている保険制度の主旨を理解していただき、保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものにする必要があります。

国民年金については、負担と給付の不公平感や、若年層における関心の低さがみられるため、制度の主旨を理解していただけるよう、年金事務所と連携して周知を図る必要があります。

**■国民健康保険加入状況及び年齢別構成比**

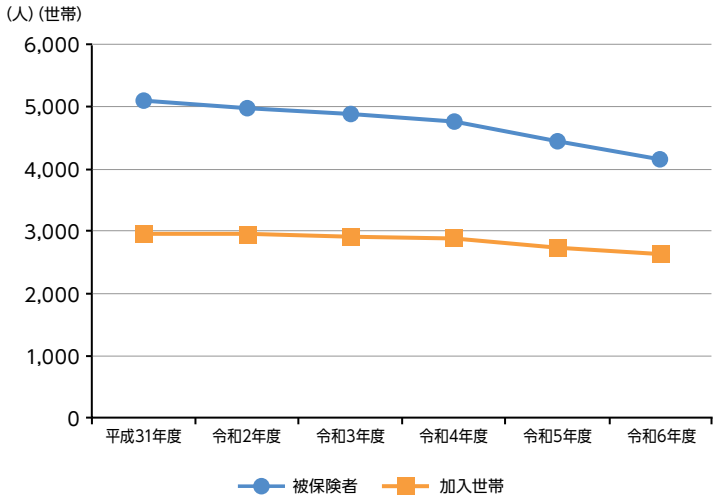


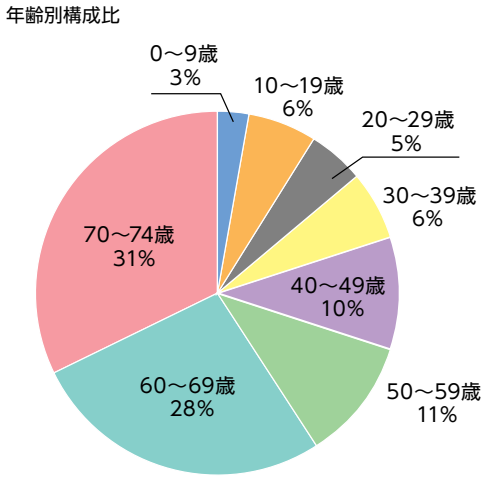

| 主要施策 | 〈主要事業〉 |
|---|---|
| **(1) 適正な賦課**<br>◇保険給付費等の実績をもとに、適正な運営に見合った保険税の改正を検討します。 | ○保険税率の検討 |
| **(2) 保険税の収納対策**<br>◇特別療養費の制度や調査権の適正な運用により納税者間の負担の公平性を図り、財産調査や徴収の強化をもって収納率の向上を図ります。 | ○積極的な財産調査及び強制徴収実施の検討 |
| **(3) 国民年金制度の周知**<br>◇広報紙掲載の継続や多様な媒体を活用して、年金相談等の制度の周知、啓発を行います。 | ○広報紙、パンフレット等による制度の周知 |

| 目標指標 | 単位 | 現状値 | 目標値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | R6 (2024) | 5年後 (2029) | 10年後 (2034) |
| ① 国民健康保険税収納率 | % | (R5) 95.2 | (R10) 95.5 | 95.5 |
| ② 保険給付費 | 円/人 | (R5) 477,953 | (R10) 県内町村療養諸費平均以内 | 県内町村療養諸費平均以内 |
| ③ 大野町はこどもを産み育てやすいまちと思う町民の割合（再掲） | % | 57.5 | 62.0 | 70.0 |

**協働のまちづくりの考え方**

社会保障制度に対する適正な理解と責任の執行を促します。

| 期待される役割 | | |
|---|---|---|
| | 行政 | 町民が相互扶助の精神を理解し、様々な社会保障制度のメニューを有効に活用できる環境整備 |
| | 住民 | 相互扶助の精神を理解し、各種社会保障の制度を支えるとともに、制度の適切な利用 |